

資料 2

令和 6 年 9 月 11 日
総合教育会議

教員の働く環境



1. 教職員の働き方改革



教職員の時間外在校等時間の状況（小学校）

【小学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
80 時間以上の教員の割合	5%	3%	3%	2%	1%
60 時間以上 80 時間未満	18%	15%	14%	11%	8%
45 時間以上 60 時間未満	23%	21%	23%	22%	18%
45 時間未満	54%	61%	60%	65%	73%

時間外勤務の平均 ()内は令和元年度比	41 時間	39 時間 (▲4.9%)	38 時間 (▲7.3%)	36 時間 (▲12.2%)	32 時間 (▲22.0%)
-------------------------	-------	------------------	------------------	-------------------	-------------------



教職員の時間外在校等時間の状況（中学校）

【中学校】

	R1	R2	R3	R4	R5
80 時間以上の教員の割合	27%	19%	18%	18%	13%
60 時間以上 80 時間未満	20%	18%	19%	20%	17%
45 時間以上 60 時間未満	14%	17%	19%	19%	18%
45 時間未満	39%	46%	44%	43%	52%

時間外勤務の平均 ()内は令和元年度比	59 時間	51 時間 (▲13.6%)	51 時間 (▲13.6%)	52 時間 (▲11.9%)	46 時間 (▲22.0%)
-------------------------	-------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------



教職員の時間外在校等時間の状況（他都市・R5年度）

【政令市比較】（ひと月あたり平均時間外在校等時間）

R5小学校(時間)		
指定都市平均		32
1	A市	39
2	B市	37
2	C市	37

⋮

10	神戸市	32
----	-----	----

⋮

14	D市	28
14	E市	28
14	F市	28
14	G市	28
18	H市	26
19	I市	25

R5中学校(時間)		
指定都市平均		42
1	I市	61
2	II市	54
3	III市	52

⋮

5	神戸市	46
---	-----	----

⋮

14	IV市	36
14	V市	36
16	VI市	35
16	VII市	35
16	VIII市	35
19	IX市	33

※1都市は集計中のため除外
(8/20時点)

働き方改革の取り組み（R3年度～）

【令和の時代における「学校の業務と活動」】

- 〔取組方針〕
- ① 「これまでの当たり前」の見つめ直し
 - ② 役職や職種に応じた業務の標準化

〔主な取組内容〕

第1弾	過度な練習を抑制するなど、学校行事（入学式・運動会等）の見直し
	学校・学年・学級だより等の統合
第2弾	授業時間数の適正化
	下校時刻の繰り上げなど、1日の生活時間の見直し
第3弾	給食費の徴収・管理業務の事務局への一元化
	入試出願事務の見直し



取り組みの「スローガン」「目標」 (R6.1月策定)

【スローガン】

見つめ直そう 子供も先生も笑顔で過ごせる学校へ

【目標】

遅くとも19時までには退勤しましょう



働き方改革の取り組み（外部人材の活用）

【主な活用事例】

○スクールサポートスタッフ

｜ 教頭をはじめとする教員の負担軽減のための業務支援員（事務補助）

○学習指導員（旧 学ぶ力生きる力向上支援員）

｜ 児童生徒の学習状況や定着度に応じた学習の支援を行う学校支援員

○学生スクールサポーター

｜ 児童生徒の学習や学校教育活動の補助支援を行う教員志望の大学生等



働き方改革の取り組み（外部移行化）

【中学校部活動のコベカツへの移行】（2026年9月～）

▶ 部活動を取り巻く状況

- ・ 生徒数の減少等による廃部や、単独で試合に出られない学校の増加
- ・ 「教育課程外」にも関わらず教員の負担が大きい
中学校教員の時間外勤務は小学校教員の**約1.4倍**
約5割の教員が競技経験のない種目を受け持つ（心理的負担）

⇒ 「今まで通り顧問を続けたい」と回答した教員は**約24%**
（令和4年度アンケート）



働き方改革の取り組み（外部移行化）

【中学校部活動のコベカツへの移行】（2026年9月～）

▶ コベカツ（神戸の地域クラブ活動）への移行

- 平日・休日ともに、生徒が地域の方々とともに活動
- 地域の幅広い団体が、**中学校の施設を活用**し、活動の場を提供（教育委員会が団体を公募）
- 各クラブの運営経費は各家庭にご負担いただく（**会費制**）

〔主な課題〕

活動団体の確保（地域バランス）、経済的に困窮する家庭への支援



働き方改革の取り組み（学校園のICT化）

○神戸市学校園情報教育基盤（KIIF）の再構築（令和8年1月）

｜保護者電子申請機能の新設・ネットワークの増強

○学習用パソコン（GIGA端末）の更新（令和8年3月）

｜堅牢性が高く、より質の高い授業ができる端末に更新する

○AI条例に基づく基本指針の策定（令和6年9月）

｜AIの適正活用に向けた方針の整備

※引き続き企画調整局デジタル戦略部の支援を受け推進していく



2. 教職員のメンタルヘルス対策



教員の休職状況

【本市における精神疾患による病気休職者数の推移】

	休職者数	在職者に占める割合
H30年度	68人	0.83%
R1年度	81人	0.99%
R2年度	90人	1.09%
R3年度	88人	1.07%
R4年度	105人	1.29%

約1.5倍

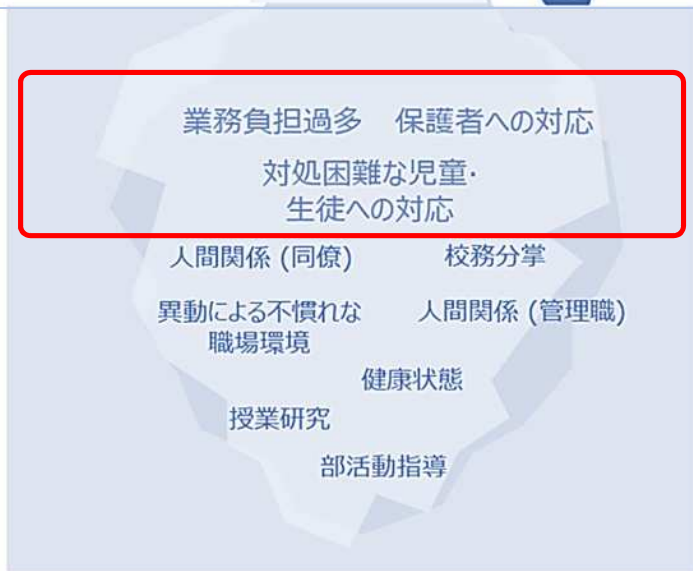
【政令市比較】（令和4年度人事行政状況調査より）

1位 大阪市（1.39%） **2位 神戸市**（1.29%） 3位 川崎市（1.22%）

メンタル不調要因分析

【全教員アンケート（R5年度実施）】 ※回答者数：4,101名（回答率：47.2%）

- 病気休職者 1.29%（105名）
 - ▶ 全国平均（0.71%）の約1.8倍
- 1か月以上休暇取得者含む休職者 1.88%（153名）
 - ▶ 全国平均（1.33%）の約1.4倍、民間平均（0.8%）の約2.3倍



2,668名
(65.1%)

が

メンタル不調を感じたことがある

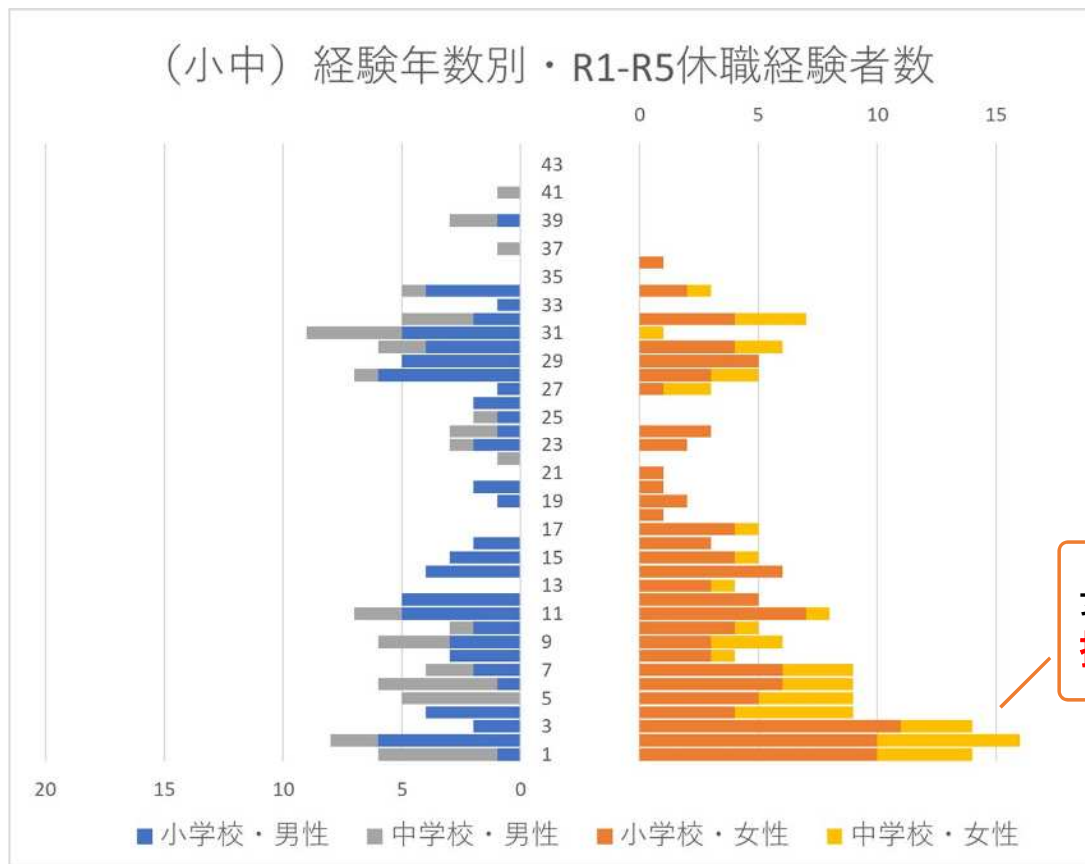
625名
(15.2%)

が

メンタルクリニック等の
医療機関にかかったことがある

休職者分析（対象：R1～R5年度休職者）

【経験年数別分析】



女性休職者の4人に1人が採用3年以内の休職



産業保健体制の強化

【産業保健専門職の活用】

○メンタルヘルス対策アドバイザー（R5年度～）

｜メンタルヘルス対策について専門的な見地から助言を得るため、産業医の資格を有する有識者（大学教授）にメンタルヘルス対策アドバイザーを委嘱

○事務局保健師（人材派遣）（R6年度～）

｜教育委員会事務局（教職員給与課）に保健師（人材派遣・1名）を配置

〔主な取り組み〕

- ・教職員専用の「こころと身体の健康相談窓口」（R6.5月開設）
- ・学校園への出張相談会・新規採用教員を対象とした採用後面談（R6.6月以降順次）
（対象：小学校・特別支援学校）



産業保健体制の比較（市長部局）

	市長部局・消防局・水道局・交通局(行財政局厚生課)	教育委員会(教職員給与課)
対象者数	約14,500名	約11,200名 (教員約9,450名、教育事務職員約400名、その他約1,350名)
産業医	3名 (正規1、非常勤2)	0名 ※1
保健師	6名 (正規3、人材派遣3)	1名 (人材派遣1)
心理職	3名 (人材派遣3)	0名
その他	0名	1名 (メンタルヘルス対策アドバイザー/非常勤1)

※1 産業医選任義務のある学校等における産業医業務、長時間勤務者に対する産業医面談等は委託にて対応



産業保健体制の比較（他都市）

	神戸市教育委員会	α市教育委員会	β市教育委員会
対象者数	約11,200名	約18,200名	約6,300名
産業医	0名 ※1	5名	5名
保健師	1名 (人材派遣1)	6名 (正規2、会計年度4)	13名 (正規3、会計年度10)
心理職・福祉職	0名	社会福祉職 4名 (正規2、会計年度2)	社会福祉職・精神保健福祉士 3名 (会計年度3)
その他	メンタルヘルス対策アドバイザー 1名 (非常勤1)	専門医 6名 (会計年度6)	看護師 2名 (会計年度2)
計	2名	21名	23名

※1 産業医選任義務のある学校等における産業医業務、長時間勤務者に対する産業医面談等は委託にて対応

- 市長部局や他都市教育委員会と比較しても、**産業保健体制は十分ではない。**
- 産業保健体制の強化は息の長い取り組みであるため、まずは**早急に産業保健体制の強化をスタートさせなければならない。**